

# 大阪府北部地震に係る固定資産税（償却資産）の特例申告について

高槻市総務部税制課

平成30年6月の大阪府北部地震により、滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が代替と認められる償却資産を取得又は改良した場合、地方税法第349条の3の4（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例）の対象となります。この特例措置の適用を申告する場合は、必要書類を作成のうえ申告してください。

## 1. 対象となる人

大阪府北部地震により、滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

## 2. 対象となる資産

(1) 大阪府北部地震により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の代替として取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・被災償却資産の除却又は売却等の処分がなされていること

(2) 大阪府北部地震により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

## 3. 取得期限

平成30年6月18日から平成35年（2023年）3月31日までに取得又は改良されたもの

## 4. 特例率

取得又は改良の翌年から4年度分につき、課税標準額を2分の1に軽減（地方税法の他の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

## 5. 必要書類

(1) 被災代替償却資産特例申告書

(2) 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表

※被災償却資産を高槻市以外で登録していた場合は、被災したところの市町村長から証明を受けてください。

(3) 平成30年1月2日から平成30年6月17日までの間に取得し、大阪府北部地震にて被災した償却資産の場合、地震発生時に被災地に所在したことを証する書類（納品書（写）等）

(4) 相続人の場合、相続人であることを証する書類（戸籍謄本（写）等）

合併法人の場合、合併法人であることを証する書類（登記簿謄本（写）等）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※（1）（2）の様式は高槻市のホームページからダウンロードできます。